

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日、その翌日)
当たるとする

◇告 示

健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険薬剤師の登録

農業振興地域の区域の変更

土地改良事業の認可

土地の用途廃止

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

◇選管告示

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

告 示

鳥取県告示第七百八十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二二	昭和四十七年九月一日
中村医院	米子市上後藤八〇の五	十四日
医療法人勤誠会 米子病院	日原三一九の一	一日
尾崎医院	八頭郡八東町才代二八一	"
南中尾医院	若桜町若桜二七七	十三日
大槻医院	智頭町智頭六三三	十四日
赤碓町国民健康 保険 赤碓診療所	東伯郡赤碓町大字赤碓 一、九二〇の三三	一日
佐々木医院	関金町関金宿 一、五一五	"

有限会社 御舟薬局	三朝薬局	福市薬局	中原薬局	徳吉薬局	島雄薬局	衣笠薬局	有限会社 森下薬局	森田薬局	木島薬局	有限会社 対山堂薬局	貝田薬局	有限会社 景山薬局	青砥薬局	面谷薬局
"	東伯郡三朝町三朝 九七二の六 八八八	" 気高町勝見六九〇	" 青谷町三、八五七	" 鹿野町今市 六二五の二	" 気高郡気高町宝木 九一〇の二	" 郡家町別府 一四九の八	" 智頭町智頭 一、六七六	" 八東町丹比	" 八頭郡若桜町下町三八〇	" 三〇	" 一〇	" 本町二	" 松ヶ枝町六八	" 花町二〇五
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

藤井薬局	西伯郡淀江町淀江八二二	"
米子医療生活協 同組合 米子診療所	米子市博労町三丁目 八〇の一	"
西田内科	倉吉市塚町二丁目九七〇	"
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜 二九九	八月十五日

鳥取県告示第七百八十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小川齒科医院	東伯郡関金町関金宿 一、五二一	昭和四十七年九月二十一日
ヨネヤマ薬局	鳥取市田園町三丁目二〇一	十六日
有限会社 松浦薬局	米子市西町二〇	一日

鳥取県告示第七百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医

療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊達外科医院	三〇二	"
ノナカ医院	永楽温泉町四〇一	"
藤崎医院	本町四丁目一〇	"
小橋医院	吉方町九〇	"
中山医院	茶町九	"
山根医院	賀露町九九九	"
宮脇医院	西町五丁目一〇一	"
松尾眼科医院	行徳三の一五	"
横田外科医院	栄町	"
太田垣医院	国安	"
堀内医院	一、五二五	"
庄司医院	鳥取市湖山町一、四二二	昭和四十七年十月一日

西尾医院	瓦町六〇七	"
原 医院	吉方町一八一	"
石谷小児科医院	上魚町二三	"
松岡産婦人科医院	行徳は一〇二	"
山本医院	魚町尻一〇	"
大石医院	鍛冶町五三	"
桜井医院	立川町三丁目二三三	"
岸田医院	二三七	"
小田眼科医院	西町三丁目一〇九	"
坂本医院	賀露町一、一三〇	"
山本内科医院	末広温泉町一二五	"
田中医院	米子市彦名町二、八七三	"
須山医院	石井二四六	"
渡辺医院	夜見町二、五三五	"
山本医院	大篠津町一、一一六	"
大坪医院	富益町六九六	"

飛田 医院	"	四二四	"
高宮村診療所	"	日南町印賀	"
御船齒科医院	"	気高郡青谷町青谷 三、七六六の一	"
宮田齒科医院	"	四、三〇七の五	"
武内齒科医院	"	東伯郡羽合町田後五七二	"
市 谷 薬 局	"	鳥取市立川五丁目 一六七の一 県営住宅	"
田川整形外科医院	"	米子市福市一、一六九	十月三日
本庄整形外科医院	"	鳥取市西品治六〇八	十一日

鳥取県告示第七百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第百八十七号）の第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
市 川 幸 延	鳥医第一、七一九号	昭和四十七年九月十二日
白 井 隆	" 一、七二〇号	"
江 口 敏 雄	" 一、七二二号	"

鳥取県告示第七百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第百八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
田 中 敬 康	鳥医第一、七二三号	昭和四十七年十月四日

鳥取県告示第七百九十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第百八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
増 田 陽 子	鳥 葉 第 二 七 一 号	昭 和 四 十 七 年 九 月 六 日

鳥取県告示第七百九十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
山 根 俊 一	鳥 葉 第 二 七 二 号	昭 和 四 十 七 年 九 月 二 十 日

鳥取県告示第七百九十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、関金町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林部農政企画課及び鳥取県倉吉地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域
関金地域	<p>関金町の区域のうち、次の区域を除いた区域 昭和四十四年一月鳥取県告示第五号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の関金町に係る林班番号二から九まで、十二、十六から二十まで、二十二、二十三、二十五、二十六、三十九から四十二まで、五十一から五十四まで、五十七、五十八及び六十から六十五までの全部の区域、同林班番号一、十三、十五、二十一、二十四、二十七、三十、三十一、三十三から三十八まで、四十三、四十四、四十六、四十七、四十九、五十及び五十九の一部の区域、昭和四十七年七月一日現在の国有林の林班番号四十三から六十九までの全部の区域並びに大坂谷官行造林地の全部の区域（第一号図から第二十一号図までの赤色で着色した区域） （「第一号図から第二十一号図まで」は、省略する。）</p>

鳥取県告示第七百九十五号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良（花原地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十七日から用途廃

止した。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市安倍字一番川大頭一番地先		四八二・〇〇	道路敷

鳥取県告示第七百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十七日から用途廃止した。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市覚寺字水取二〇番地先から同市覚寺字水取二三番地先まで		二二六・四一	道路敷

鳥取県告示第七百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十月十七日から用途廃止した。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

西伯郡西伯町大字阿賀字外河原二三八ノ一番地先から同町大字阿賀字外河原二三六ノ一番地先まで

一八四・六二

道路敷

鳥取県告示第七百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画駐車場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

鳥取県告示第八百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石

破 二 朗

鳥取県告示第八百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画墓

園の変更に係る圖書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二二号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行上井支店 倉吉市上井 株式会社山陰合同銀行上井支店」を「株式会社山陰合同銀行上井支店」に、

株式会社鳥取銀行浦安支店 東伯郡東伯町大字浦安 株式会社山陰合同銀行上井支店」を「株式会社山陰合同銀行浦安支店」に、

同銀行上井支店 「株式会社鳥取銀行倉吉駅前支店 倉吉市上井 株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「株式会社山陰合同銀行浦安支店」に、

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店 「株式会社扶桑相互銀行浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に、「株式会社扶桑相互銀行上井支店 倉吉市上井一丁目 株式会社山陰合同銀行上井支店」を「株式会社扶桑相互銀行上井支店 倉吉市上井一丁目 株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店」に、

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店

に、「株式会社扶桑相互銀行浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に、「倉吉信用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」を「倉吉信用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に、

株式会社山陰合同銀行東伯支店

上井支店 倉吉市上井一丁目 株式会社山陰合同銀行上井支店」を「株式会社扶桑相互銀行上井支店 倉吉市上井一丁目 株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店」に、

株式会社扶桑相互銀行上井支店 倉吉市上井一丁目 株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店」に、「株式会社扶桑相互銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字徳吉駅前支店」に、

株式会社扶桑相互銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字徳吉駅前支店」を「株式会社扶桑相互銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字徳吉駅前支店」に、

株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「株式会社扶桑相互銀行八橋支店 東伯郡東伯町大字徳吉駅前支店」に、

東伯郡東伯町大字徳吉 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に、「倉吉信用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」を「倉吉信用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に、

用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「倉吉信用金庫浦安支店 東伯郡東伯町浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に、

「倉吉信用金庫上井支店 倉吉市上井町二丁目 株式会社山陰合同銀行上井支店」を「倉吉信用金庫上井支店 倉吉市上井町二丁目 株式会社山陰合同銀行上井支店」に、

倉吉信用金庫羽合支店 東伯郡羽合町田後 株式会社山陰合同銀行上井支店」を「倉吉信用金庫羽合支店 東伯郡羽合町田後 株式会社山陰合同銀行上井支店」に、

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店 「米子信用金庫八橋支店 東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「米子信用金庫八橋支店 東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」に改める。

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店 「米子信用金庫八橋支店 東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「米子信用金庫八橋支店 東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」に改める。

株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「米子信用金庫八橋支店 東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」に改める。

株式会社山陰合同銀行倉吉駅前支店

東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」を「米子信用金庫八橋支店 東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行浦安支店」に改める。

東伯郡東伯町八橋 株式会社山陰合同銀行東伯支店」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十七年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合

合を含む。)において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、〇三九人
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、八〇五人
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二六、四七人
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二六、三九人
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二、三九一人
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、二四一人
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、四八九人
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、〇五八人
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、六四六人
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六、三二人
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二、九四四人
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、〇九人